

別添資料 16 令和 7・8 年度自動販売機設置条件

港湾施設使用許可に係る条件 (自動販売機設置)

宮古島市（以下「甲」という）と、株式会社■■■■（以下「乙」という）は、乙が所有する専用自動販売機（以下「自販機」という）の設置について、以下の通り条件を付けて許可する。

第 1 条（設置場所及び機材）

乙に交付された宮古島市港湾施設管理条例（以下「条例」という）第 9 条に基づく許可書を基に、乙が管理する自販機を下記場所（以下「設置場所」という）に設置を行うものとする。

設置場所①：平良港ターミナルビル（1F 海側 1 台、駐車場内 1 台）

住 所：宮古島市平良字下里 108-11

台 数：2 台

設置場所②：トゥリバー海浜 I シャワー室隣

住 所：宮古島市平良字久貝 550-6

台 数：1 台

第 2 条（使用許可期間）

使用許可期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

第 3 条（管理責任）

1. 自販機の設置、撤去、移動、及び交換ならびに自販機への商品の補充・衛生管理・保守修理及び売上金の回収等の管理は、乙がその責任と負担において行うものとする。
2. 自販機設置内で不可抗力以外の電源故障時による商品への影響が生じた場合、乙は、甲に対して手数料支払責任を負えないものとする。

第 4 条（自販機）

1. 自販機の機種等については甲乙協議の上、これを決定する。

第 5 条（設備使用経費負担）

1. 乙が甲に支払うべき設備使用に掛かる経費負担（以下「経費負担分」という）は販売売上額の 20%の額とする。
2. 上記の経費負担分を変更する場合は、甲乙協議して決定するものとする。

第6条（支払方法）

1. 乙は、自販機による売上数に応じ、前条に定める経費負担分を毎月末日締めで集計し翌月 15 日までに、甲に集計表を提出するものとする。甲は提出された集計表を基に納付書を発行するものとする。
2. 支払は甲が発行する納付書に記載されている納期限内に行うものとする。

第7条（商品の変質等の責任）

乙の納入品で、乙の責任と認められる事由による変質、減量、損傷、規格外等のものがあつたときは、甲はその責任を負わない。

第8条（商品の所有権）

自販機内の商品の所有権は乙に存在する。

第9条（通知義務）

甲及び乙は、次の事由については、相互に直ちに通知する。

- （1）当事者の事業経営について、住所、商号の変更、代表者の異動
- （2）当事者の事業の合併、減資、営業解散、営業の全部または一部の譲渡・貸与、その他資本構成・系列および資産・事業の状態が著しく変動しまたはその恐れのある一切の事項

第10条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に基づく取引に関する機密を他人に漏らしてはならない。

第11条（不可抗力の免責）

天災地変、同盟罷業その他争議行為、輸送機関の事故、その他不可抗力による商品の引き渡しの遅延または不能について、乙は甲に対しその責を負わない。

第12条（許可の取消し）

1. 許可期間中であっても、公用若しくは公共用に供する必要が生じたときは許可の取消し及び、当該許可取り消しとなる。
2. 前項に基づく取消しについては、甲及び乙は相互にその事業上の損害を生じないよう配慮しなければならない。

第13条（協議事項）

この条件に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲及び乙で協議し、誠意を以って解決するものとする。